

開示規制違反に係る課徴金事例集について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課 課長補佐

高島 さや香

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施しており、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令等を行うよう勧告を行っている。

本稿では、証券監視委が平成27年8月28日公表した「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」に基づき、課徴金納付命令勧告の状況及び不適正な会計処理の概要等を紹介したい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 課徴金納付命令勧告の状況

(1) 総論

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、証券監視委は平成27年6月末までに、開示規制違反等に対して89件、計82億8,730万9,979円の課徴金納付命令勧告（開示規制違反関係）を行った。

勧告の内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが85件、「開示書類の不提出」に対するものが3件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件である（表1参照）。

平成26年度においては、開示書類の虚偽記載に対して8件、計6億464万円の課徴金納

付命令勧告を行った。

(2) 上場市場別の傾向

違反行為者（発行者である会社）を市場別に分類すると、本則市場45件に対して、新興市場47件となっている（表2参照）。

上場企業のうち新興市場銘柄は3分の1程度しかないことを考慮すると、新興市場銘柄に対する勧告率が相当に高い傾向にあることが分かる。

具体的な事情は様々であるが、一般に、新興市場では会社の規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいことが、その背景の1つとして指摘される。

平成26年度は、勧告を行った9件のうち7件が発行者である会社に対する勧告であり、そのうち6件が新興市場の上場会社であったが、これらの上場会社では、事業拡大を優先したことや、経営者のコンプライアンス意識の欠如、取締役会の機能不全等に起因して、不適正な会計処理が行われていた。

(3) 業種別の傾向

次に、違反行為者を業種別にみると、情報・通信業（19件）、サービス業（14件）、卸売業（11件）において、勧告件数が多くなっている（表3参照）。

(表1) 課徴金納付命令勧告の内訳

(単位: 件)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	1	85
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	0	40
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	1	38
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
不提出の勧告件数	—	—	0	0	1	2	0	0	0	0	3
発行開示書類	—	—	0	0	0	2	0	0	0	0	2
継続開示書類	—	—	0	0	1	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成27年度は6月30日まで(以下において同じ)。

(表2) 「開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の市場別分類

(単位: 件)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	6	1	79
東証1部(本則)	2	5	4	2	6	0	1	4	1	1	26
(うち旧大証1部)	1	1	2	0	2	0	0	1	0	0	7
東証2部(本則)	0	1	2	1	1	1	1	3	0	0	10
(うち旧大証2部)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	4
マザーズ(新興)	0	0	1	2	7	2	3	0	1	0	16
ジャスダック(新興)	2	3	4	3	3	2	3	3	4	0	27
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	0	6
名証1部(本則)	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	4
セントレックス(新興)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
アンビシャス(新興)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	1	45
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	6	0	47
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	8	1	92

(注) 1 個人による虚偽記載は含まない(表3及び表4において同じ)。

2 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

3 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している(東証2部と大証2部に上場していた場合も同様)。

特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合(約10%)に比べて、違反行為者の業種別割合(約24%)が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。無形

固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利

用されやすい勘定科目となっている。

なお、平成26年度における勧告件数は、情報・通信業（2件）、不動産業（2件）、卸売業（1件）等となっている。その態様をみると、実際には開発が行われていないソフトウェアを資産として計上していた事案や、ソフトウェア取引における工事進行基準に基づく売上の前倒し計上が行われていた事案等、ソフトウェアに関するものが3件あった。

(4) 違反行為の科目の傾向

違反行為の科目別の内訳では、特別損失又は特別利益（25件）、資産（23件）、売上高（21件）において、勧告件数が多くなっている（表4参照）。

平成26年度においては、売上高で4件、資産の科目で2件、特別損失及び純資産の科目でそれぞれ1件の勧告を行っている。最も件数の多かった売上高では、販売先に資金を還流させて、その分を販売代金に上乗せすることにより売上を過大計上する事案等があった。

さらに、有価証券報告書等の記述部分に関する虚偽記載についても勧告を行っている。証券監視委としては、有価証券報告書等の記述部分についても、投資判断にとって重要な事項であり、適正な開示が行われることが必要であると考えている。

2. 開示規制違反の手法の傾向

不適正な会計処理に用いられる手法は様々であるが、最近の開示検査では、以下のような不正のパターンがしばしば確認されている。

- ① 代表者等の会社幹部が自ら主導するなどして不適正な会計処理が行われていたケース。創業者で大株主であることや在任期間が長いことなどを背景に、代表者の強い権限、影響力によって不適正な会計処理が行われているため、他の取締役や監査役からの牽制等が十分に機能していない場合がみられるほか、代表者自身のコンプライアンス意識の欠如といった問題がみられる。

〔表3〕「開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（単位：件）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	19
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	1	14
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	11
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	0	7
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	0	6
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	7	1	79

〔注〕業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

(表4) 「開示書類の虚偽記載」に係る違反行為の科目別分類 (単位: 件)

年 度	22	23	24	25	26	27	計
売上高	7	5	3	2	4	0	21
売上原価	0	1	1	2	0	0	4
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	0	5
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	0	2
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	0	25
資 産	5	4	4	7	2	1	23
負 債	0	0	1	1	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	3
記述部分	0	0	0	0	1	0	1
年度別計	24	17	14	21	9	1	86

(注) 複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

(代表者が個人の借入返済等の目的で会社の資金を流出させていたケース)

- 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった代表者に資金を流出させていたほか、売掛金の回収を装うため、代表者は自己の資金を会社に入金するなどしていた。
- 賃貸借に係る取引を装って会社から取引先に支出した資金を、取引先が入金直後に代表者に送金していた。
- 代表者が、在任時に商取引に仮装した不正な資金流出を行っていただけでなく、退任後においても、他の役員・役員報酬等の名目で支出した資金の大部分を同人へ流出させていた。また、当該代表者は会社に対し、担保提供するとしていた当社株式を売却しており、その売却代金も債務弁済に充てなかった。

(代表者等が業績等を良く見せるために不適正な会計処理を主導するなどしていたケース)

- 代表者による売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、売上至上主義が社内に蔓延し、管理部門が適切な役割やチェック機能を果たさないうまま営業部門において売上の過大計上が行われ、さらに、

他の役員等は不適正な会計処理を黙認するなどしていた。

- ② 海外子会社等において不適正な会計処理が行われ連結財務諸表に影響が及ぶケース。企業の海外進出が拡大する中、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングが行えているか、企業集団全体としての内部統制のあり方が問われるようになっている。

- 海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金が過少に計上されていた。
- 海外子会社において、厳しい売上目標を達成するため、架空の伝票登録による架空売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上などが行われていた。

- ③ 資産の評価が適切に行われていないケース。評価の方法が適切ではなかったり、価値評価等について会社として十分な検討を行っていないなど、評価の重要性に対する役職員の認識の甘さや取締役会等の機能不全といった問題がみられる。

- 海外の霊園事業を取得するに当たり、事業内容からすれば資産価値評価や取得金額が大幅に過大であったにもかかわらず、会社として一部の役職員による不正行為に対して十分な牽制機能が働かなかったことから、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上していた。

3. 個別事例の概要

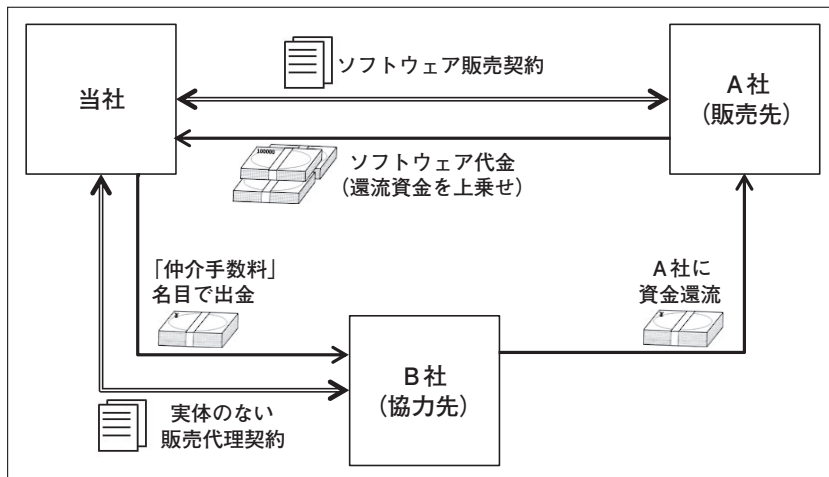
今回の事例集においては、開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令の勧告事例を18件、開示書類の不提出に係る勧告事例を2件、開示検査の結果行われた自発的訂正を3件のほか、審判手続の個別事例も紹介している。

本稿では、そのうち個別事例2件と自発的訂正1件を紹介したい。

なお、具体的な虚偽記載の態様・不正の背景及びその他の事例については、証券監視委ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20150828.htm>）に掲載されている事例集本体をご覧ください。

○ 売上の過大計上（事例1）

本件は、ソフトウェア販売に当たり、実体のない販売代理契約を締結して協力先に支払った仲介手数料名目の代金を協力先から販売先に還流させ、ソフトウェアの販売代金に当



該仲介手数料に相当する金額を上乗せして計上することにより、売上を過大計上したものである（図1参照）。

当社は、東証マザーズの上場廃止基準（年間売上高1億円未満）に抵触するのを回避するため、代金の一部を還流させることを予め合意したうえでA社とソフトウェア販売契約を締結するとともに、仲介手数料名目で支出した資金をA社に還流させるため、B社と実体のない販売代理契約を締結した。これらの契約によって、当社は、B社経由でA社に資金を還流させるとともに、仲介手数料に相当する金額をA社とのソフトウェア販売代金に上乗せすることによって、売上を過大計上した。

なお、本事例の不正の背景として、コンプライアンス意識の欠如、代表取締役への過度の権限集中が指摘されている。

○ 所有株式数等の虚偽記載（事例18）

本件は、当社が、大株主の所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合を過少に記載した有価証券報告書などを開示するとともに、大株主が、自己の保有株券等の数及び株券等保有割合を過少に記載した大量保有に係る変更報告書（以下「変更報告書」という。）を開示したものである。

当社の大株主である当社役員は、新興市場から本則市場への指定換え等の要件である流動性基準を満たすため、その所有する株式を売却する一方、自ら実質的な株主として利用できる知人名義の証券口座を用いて自らの資金を提供して当社株式を買い付けるなどして、他人名義による当社株式（以下「名義株」という。）の保有を増加させた。

当社は、当該役員に係る所有株式数等を、名義株を含めずに記載した有価証券報告書等を提出するとともに、当該役員も、自己の保有株券等の数等を、名義株を含めずに記載した変更報告書を複数回提出した。

なお、本事例の不正の背景として、コンプライアンスの不徹底、内部統制が有効に機能していないという内部管理体制上の問題が指摘されている。

○ 開示検査の結果行われた自発的訂正 (自発的訂正1)

A社(東京証券取引所市場第一部上場、業種：証券・商品先物取引業)

- A社は、在外連結子会社が保有する複数の未上場株式について、国際財務報告基準(IFRS)に基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたところ、当該未上場株式のうち一部の銘柄を、マルチプル法(類似企業比較法)を用いて評価するに当たり、類似企業の範囲を不合理に広く解釈した企業選定を行うなど、不適切な評価を行っていると認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慚した。
- A社は、子会社のB投資事業組合について、連結範囲の例外規定(連結財務諸表に関する会計基準第14項(2))に該当するとして連結範囲から除外していたが、B投資事業組合はA社の連結子会社であるC社と多額の取引を行っていたことなどから、A社の連結範囲に含めるべきものと認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慚した。
- 上記の結果、平成26年10月、A社は訂正報告書を提出した。

4. 開示検査の今後の方針

開示検査の運営に当たっては、市場を取り

巻く状況が変化していることを意識しつつ、次のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るように努めることとしている。

正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、機動的な開示検査の実施に努める。

また、上場企業に関する開示の適正性の確保の観点から、例えば、グローバルに活動する上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、実効的・効率的な開示検査を実施する。

上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、勧告・告発等の厳正な対応をとるとともに、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促す等の働きかけを強化する。また、必要に応じて虚偽記載等の原因となった内部管理体制上の問題も指摘し改善を求めるとともに、適正な開示のための取締役、監査役(委員)等に対する働きかけを強化する。

5. おわりに

企業が適正な開示を行うためには、企業自身において適切なガバナンスが構築され、取締役や監査役による監督・監査及び内部監査等が有効に機能していること、そして、会計監査人が監査及び会計の専門家として、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することが求められている。従って、内部監査、監査役監査及び会計監査人が適切に連携することが重要である。

事例集では、できるだけ不適正な会計処理等が行われた原因・背景を記載するよう努めている。監査に携わる方々におかれては、事例集の具体的事例を参考とし、適正なディスクロージャーの確保に向けご尽力いただきたい。